

児童労働反対世界デー

2007年6月12日

農業における危険で有害な児童労働 - 健康と安全を脅かす作業の実情 -

バングラデシュは農業中心の代表的な国であり、多くの子どもたちは、幼少期から、農作物の生産、収穫、運搬、販売の仕事に毎日携わることが一般的である。彼らは日常的に機械や農機具に接しており、致命的なケガを負うことも多い。1日およそ50人の子どもたちが機械による事故に遭い、そのうち3人は重傷のため一生障害者となる。

ジンバブエでは、一晩中放置されていたトラクターの車輪が泥沼に落ち込み動かなくなった。翌日、12歳の少年がトラクターを始動させ、沈んだ車輪を動かそうとエンジンの回転数をあげて前進しようとした。(安全な方法としては後進させるべきであった。)車輪は泥の中から出なかった。つまり、前進できずに、前輪は真上に上がり、そのまま後ろに倒れて、少年は下敷きとなって死亡した。

2000年、南アフリカの西ケープ州セレスで不法に農場で働かされていた11歳の少女が、トラクターから転落して左足切断を余儀なくされた。

1990年、アメリカでは、15歳の移民労働者が、30フィートのアルミ製灌漑用パイプを移動していたところ、頭上の電線に触れ、感電死した。そばにいた2人の子どもたちも、手足に感電によるひどい火傷を負った。

働く子どもたちの70%が農業に従事している。1億3,200万人を超える5-14歳の子どもたちが牛の世話、農作物の収穫から、機具の操作、農薬散布をする小型飛行機に旗で合図をする仕事などを行い、私たちが消費する食物や飲料、使用する繊維や主要な原材料の生産を支えている。農業における児童労働は、開発途上国だけに限らない。先進工業国が抱える問題でもあるのだ。

1億3,200万人の児童労働者の多く(数字は不明)が「危険で有害な児童労働」¹をしている。それは子どもたちの命、手足、健康、そして日常の幸福を脅かしかねない。農業は、仕事に関連する死亡事故、ケガをとまなう事故、職業病という観点から、年齢に関係なく、建設業、鉱業と共に三大危険部門のひとつである。

同じ労働条件の下で、児童労働者は、成人労働者が直面するすべての有害物質や危険の影響を受けやすい。むしろ、未発達な身体や未成熟の精神や人格、仕事の経験不足から、大人よりも危険性が高いといえる。そのため、安全衛生の保護具が不足しているか存在しない労働環境の中、被害はより深刻かつ長期的なものとなる。さらに、農業が他の児童労働の形態と異なる特徴として、子どもたちは働く現場である農場や大農園で生活をしていることがあげられる。このことが、彼らが直面する危険をさらに増大させている。

それでは、子どもたちの安全衛生を脅かす有害で危険な状況はどのようなものなのだろうか。

植付け・収穫期の労働時間が極度に長い。
畑から家までの移動時間を除き、日の出から日没まで働くこともしばしばある。集中して仕事をするため、休憩時間が与えられないことも多い。仕事をする時間が長く、休養や遊びの時間を十分にとることができない。

1. 危険で有害な児童労働は、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関するILO第182号条約に規定される「最悪の形態の児童労働」の最大のカテゴリである。

多くの農作業は身体的にきつく、骨が折れる仕事である。たとえば、長時間立ったままや前かがみでの仕事、腰を曲げた作業、不自然な姿勢で繰り返し力を入れて行う作業、重くて扱いにくい物（籠、刈り取った作物の束、水の入った容器など）の長距離運搬などである。

子どもたちは極度の温度差の中で働かなければならない。暑い太陽の下や、寒くてじめじめした気候条件の下で、適した衣服や履物、保護具を身につけることなく働いている。飲み水が確保されていないため、暑い時は、脱水により目まいを起こす子どももいる。

児童労働者は危険な刃物を使用している。なた、ナイフ、草刈鎌、のこぎり鎌などを使用して、作物や雑草、下生えを刈る。切り傷は頻繁で、切断を余儀なくされるような重傷の場合もある。刈り込みなど、力のいる反復作業は、子どもの筋骨格の発育にも害を与えかねない。

子どもたちは落下、また落下物からの事故に遭う危険性がある。児童労働は、特に農作物の収穫の手伝いに使われる。木の高い所に熟した果実を取る際、はしごや木から転落することがある。また木から落ちてきた実の殻でケガをする子どももいる。

子どもたちに共通する皮膚のトラブル。子どもたちが作業する農作物には、ギザギザした棘があるもの、刺激物質を含むものがあり、アレルギー、湿疹、水腫れなどを引き起こすことがある。

児童労働者には、農耕用車両や重機によるケガや死亡の危険もある。重機や機器の操作、トラクターの横転、トラクターや運搬機・農作物を運搬するトラックやワゴンに轢かれる、稼働中の運搬機などへの昇降、転落、足をすべらせる、下敷きとなって轢かれる、などが含まれる。

大きな騒音にさらされることで難聴になる。騒音を出す機械に過度にさらされることで、後に難聴になる場合がある。

多くの児童労働者は、有害な農薬の調合、運搬、使用をしている。いくつかは猛毒、発ガン性がある。他にも脳機能、動作、精神的健康に悪影響を及ぼすものがある。後になって男女の生殖機能に害を与えることもある。農薬の保管設備や使用済み容器の廃棄システムが整備されていないため、子どもが使用済み容器を他の目的に使用して、中毒になったり、死亡することもある。

児童労働者の多くは、高レベルの有機塵にさらされている。特に収穫期や農作物の貯蔵、農場の家畜のえさ作り、働く現場の掃除の際に多くみられる。有機塵を吸うと、結果的に職業性ぜんそく、外因性アレルギー性肺炎（過敏性肺炎）などのアレルギー性呼吸器疾患になる。

児童労働者は家畜や野生動物によるケガや病気の危険にさらされている。牧畜、牧羊、酪農場にいる動物は危険なこともあり、子どもたちは頻繁に角でつかれたり、強打されたり、踏まれてケガをしている。畑や家畜の周辺を裸足で働くことも、切り傷、打撲、トゲがささる、皮膚病などの原因となり、とりわけ土壌が湿ってベタベタしている場合、水による感染症にかかりやすい。

国際労働機関（ILO）

児童労働撤廃国際計画（IPEC）

www.ilo.org/childlabour

